

~あなたも民商の共済会に~

・配偶者は無条件で加入可 従業員も加入可 同居家族、

月1,000円

見舞金・祝金

⇔会長

2017/8/21

NO.234 村上市九日市129-1 村上民主商工会 266-8110 FAX66-8126

回答) ら3月に県内の民商会員を中心に行った「営 米山新潟県知事と懇談しました。 業とくらし実態アンケート」(2,348 新商連が米山県知事と懇談 2日、新潟県商工団体連合会(新商連) 米山県知事は「消費税や国保は国の制度な の結果と要望書を手渡しました。 今年1月か

る可能性もある。研究したい」、「実家は零細 オ | ュニティを地域の業者が担っていることは、 業者なので、 の聞き取りはもちろんやりたい」、 なりました。 よく分かる」と応え、終始なごやかな懇談と ム助成制度は、 なかなか難しい」としながらも「事情 。(新商連運動速報から) 地域経済だけでなく文化やコミ 国の制度も利用してでき 「住宅リフ

今週の商工新聞に注目!

業計画書づくり」の記事も載っています。 新商連青年部協議会が行った、「はじめて 懇談」と、「営業とくらしの実態調査アンケー トの結果」が掲載してあります。 また同じ商工新聞の4面には、7月3日に 1面には、 新商連が行った「米山知事との の事

事務所お盆休みのお知らせ

お盆付1 **金** なります ∫ 16 日 少 まで

緊急の連絡・相談は、 竹内喜代嗣 56-6866

民商事務所に留守番電話もあります

さい。 ので、 メッセージを入れておいてくだ

商工新聞休刊 のお知らせ

来週の商工新聞は、 休刊となり

新聞配布はありません。

また、 すので、 再来週24日以降からの配布となりま よろしくお願い します。

日

時

月

無

料

法

律

相

談

弁護士

新潟中央法律事務所

足立定夫弁護士

月

日(火)午後1時30

分から

無料法律相談は偶数月の開催です。

(9月はお休みです)

緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。

事務局まで連絡を。

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

が、会費納入にご協力をお願いします。|す。お盆前でお忙しいこととは思います毎月15日までの集金が基本となっていま民商の会費は、民商・全商連の方針では、||**会費納入のお願い**|

「分納」と「猶予制度」はどう違うか?

いわゆる「分納」	換価の猶予・納税の猶予
延滞税が9.0%(懲罰的)	減額または全額免除
法律に定めがなく、 「滞納者」扱い	/ 法律に定めがあり、 期間中は滞納扱いなし
納税証明が出ない	州 納税証明が出る
毎月の分納額のつり上げや突然の 一括払い請求も法律的には可能	○ 毎月の分納額は ※ 法律で定められた「権利」
法律的には差し押さえは可能	差し押さえは法律で禁止

商工新聞 2017年 4~6 月号外から

*8月な んでも相談会

日時 8月29日(火) 午後2時から

帳相談、 困りの方はご相談ください。 社会保険、滞納問題など、お 国保税、市税、 資金繰り、労災保険、 消費税、 記

認認

日時 税金が一度に払いきれないときは、 >換価の猶予相談会 8月29日(火) 午後3時から

価の猶予」といった猶予制度を活用しまし

または減額になり、単なる「分納」では、 猶予の申請が適用されれば、 えられる場合があります。 よう。 う。 しておくと、 税務署や自治体などの督促状を放置 預金や売掛金などを差し押さ 延滞税は免除

左の表のように延滞税は9%にもなります。

※相談希望者は、 お願い します。 事前に民商へ連絡を